

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第42号

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

飯塚市集会所及び生活館条例(平成18年飯塚市条例第143号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
名称	位置
(略)	(略)
楽市東区第2集会所	飯塚市楽市4番地
高田集会所	飯塚市高田61番地5
(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。